

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 15 年 7 月 16 日・東京都条例第 110 号

1 概要

日本郵政公社法施行法(平成 14 年法律第 98 号)の施行により、東京郵政局(地方行政機関)が公社化されたことに伴い、協議会の組織から外すこととし、関係規定を整備する。

第 2 条

委員 60 人 委員 60 人以内

第 2 条第 3 号

二 東京郵政局 削除
ホ 関東地方整備局 ニ 関東地方整備局

2 施行期日

公布の日(平成 15 年 7 月 16 日)

3 問い合わせ先

環境局自動車公害対策部計画課計画係

直通電話 03(5388)3462

都庁内線 42-514